

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成27年5月4日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市長崎鼻東方沖 対馬長崎鼻灯台から真方位096°12.8海里付近 (概位 北緯34°23.4′ 東経129°39.2′)
事故の概要	漁船 <sup>すず</sup> 鈴丸は、操業中、機関室内で火災が発生した。 鈴丸は、集魚灯用安定器等を焼損した。
事故調査の経過	平成27年9月30日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 鈴丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15768（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	集魚灯用安定器等が焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	船長は、操舵室で焼け焦げた臭いがしたので、主機の運転を停止して機関室に入ったところ、‘右舷側に設置された1台の集魚灯用安定器’（以下「本件安定器」という。）へ電源を供給する端子台（以下「電源端子台」という。）から白い煙と炎が出ているのを認め、持運び式粉末消火器で消火作業を行い、鎮火を確認した。 船長は、本事故前、電源端子台に塩のようなものが付着していることに気付いていたが、清掃せずに使用を続けていた。
分析	本船は、機関室にある本件安定器の電源端子台に塩が付着した状態で使用が続けられたことから、絶縁が不良となって漏電して出火し、電線被覆に延焼したものと考えられる。 本件安定器は、冷却用ファンからの空気に混じって海水の飛沫 <sup>しぶき</sup> が電源端子台にかかって析出した塩が清掃されず、使用が続けられるうち、絶縁が不良になったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、機関室にある本件安定器の電源端子台に析出した塩が清掃されずに使用が続けられたため、絶縁が不良となって漏電して出火し、電線被覆に延焼したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 集魚灯用安定器の電源端子台は、海水の飛沫等を拭き取るなどして、常に清浄に保つこと。</li><li>・ 集魚灯用安定器は、定期的に絶縁抵抗を測定すること。</li></ul> |
|--|---|